

同和対策基本法案

(目的)

第一条 この法律は、過去の歴史的経緯の中で部落差別という許されざる罪をもつて人間の尊厳が踏みにじられ、多くの人々の心にいやし難い傷を刻み続けてきた不名誉な事実にかんがみ、日本国憲法がすべての国民に法の下の平等及び基本的人権の享有を保障した理念に基づき、同和問題の根本的かつ速やかな解決を図るため、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その施策の目標及びその目標を達成するための基本となる事項を定め、もつて国民一人一人が人間として等しく尊重され、誇りを持つて生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国は、前条の目的を達成するため、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、同和問題の根本的かつ速やかな解決を図る責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の目的を達成するため、その区域内における同和問題の速やかな解決を図る責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、同和問題を解決するための施策が円滑に実施されるよう相互に協力しなければならない。

（国民の責務）

第三条 すべて国民は、この法律の趣旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、国及び地方公共団体が実施する同和問題を解決するための施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の目標）

第四条 同和問題を解決するための施策の目標は、国民の同和問題に関する正しい認識を確立し、部落差別を防止し、及び同和地区（歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の関係住民の社会的・経済的地位の向上を図ることにより、同和地区の関係住民が平等の権利その他日本国憲法が保障する基本的人権を享有することができる条件を確保することにあるものとする。

（同和問題に関する知識の普及啓発等）

第五条 国及び地方公共団体は、国民の同和問題に関する正しい認識を確立するため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、同和問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の普及高揚に努めなければならない。

ない。

(人権擁護活動の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権相談活動の推進等に努めなければならない。

(部落差別の規制等)

第七条 国は、部落差別を防止するため、身元調査活動の規制、雇用関係における部落差別の禁止等必要な法制上の措置を講じなければならない。

2 前項の規定に基づく規制は、第一条の目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、思想及び表現の自由その他日本国憲法が保障する基本的人権を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(同和対策事業)

第八条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図り、同和地区の関係住民が平等の権利その他日本国憲法が保障する基本的人権を享有することができる条件を確保するため、生

活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進等に係る施策を講じなければならない。

(報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、同和問題を解決するために講じた施策に関する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

(同和対策審議会)

第十条 総務庁に、同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、同和問題に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

第十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、同和問題に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条及び第十一条の規定は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に講じられている同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るための施策は、第八条の規定に基づく施策とする。
- 3 総務省設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号中「地域改善対策特定事業に関する施策及び事務」を「同和問題を解決するための施策及びその事務」に改め、同条第四十五号及び第四十六号中「地域改善対策特定事業」を「同和問題を解決するための施策」に改め、同条第四十七号中「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）の施行に関する事務」を「同和問題を解決するための施策及びその事務」に改める。

理 由

過去の歴史的経緯の中で部落差別という許されざる罪をもつて人間の尊厳が踏みにじられ、多くの人々の心にいやし難い傷を刻み続けてきた不名誉な事実にかんがみ、国民一人一人が人間として等しく尊重され、誇りを持つて生きることができる社会の実現に寄与するため、同和問題に関し、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その施策の目標及びその目標を達成するための基本となる事項を定め、同和問題の根本的かつ速やかな解決を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。